

平成30年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	指 摘 内 容
1	加入者	加入者に対する業務概況の周知について、周知は実施されているものの、その内容が不足していることから、確定給付企業年金法施行規則第87条に基づき、全ての事項について毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。
2		業務概況の周知について、加入者に対し実施されていなかったことから、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。 また、周知事項については、同法施行規則第87条第1項に規定された全ての内容を周知させること。
3		確定給付企業年金法施行令第50条の4に基づき、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項について、資格喪失者に周知させること。
4	給付	給付の裁定請求時に確定給付企業年金法施行規則第33条に基づく生年月日を証する書類の添付を求めること。
5	代議員及び理事	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
6	資産運用	積立金の運用について、確定給付企業年金法施行令第45条に規定されている運用の基本方針が未作成であることから、運用の目的その他同法施行規則第83条第1項に規定されている事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用すること。
7	その他	現金出納責任者が規程上、定まっていないため、管理規程を整備すること。
8		規約に引用している労働協約等を変更した場合で、規約変更が必要なときは遅滞なく届出を行うこと。
9		実施事業所が減少した場合は、速やかに規約変更の届出を行うこと。
10		個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データを取り扱う従事者に対し、個人データの取扱いについての研修を実施すること。
11		個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むこと。
12		個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データを取り扱う従業者が複数いる場合は、責任者とその他の者を規定等で区分すること。
13		個人データをUSBメモリ等により他のパソコンや外部に持ち出す場合には、暗号化又はパスワードの設定を行うこと。また、個人データの作業等で、一時的に利用した場合は作業終了後、直ちに当該データを消去すること。